

## 《社会福祉法人 仁育会 経営理念》

地域との連帯を深め信頼される社会福祉施設としての確立と、安心と安全を守るゆとりある生活支援を目指します。

## 《青梅療育院運営方針》

1. 利用者から安心されるサービスの提供

1. 生活の安全を守るサービスの提供

1. 要介護度に応じた適切なサービスの提供

## 11月の行事予定

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 3日（金）文化祭催事食      | 21日（火）2階理美容     |
| 6日（月）選択食         | 24日（金）選択食       |
| 6日（月）インフルエンザ予防接種 | 28日（火）3階理美容     |
| 10日（金）選択食        |                 |
| 17日（金）寿司の日       | ※3日～10日 文化祭ウィーク |



## 12月の行事予定

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 4日（月）誕生会         | 18日（火）2階理美容    |
| 8日（金）選択食         | 21日（木）クリスマス忘年会 |
| 14日（木）クリスマスマーケット | 25日（火）3階理美容    |
| 15日（金）クリスマスマーケット | 26日（火）選択食      |
| 16日（土）寿司の日       | 31日（日）年越しそば    |



## =個人情報保護に関する規定について=

今から18年前の平成17年4月に個人情報保護法が制定されました。

これは国民一人ひとりの権利を守り、個人情報が適正に管理されるために、特に個人情報を取り扱う事業者を対象として法律化されたものです。

その中で医療や介護の事業者に対しては規模の大小にかかわらず、個人情報を取り扱う事業所として管理義務の対象となっています。

施設に入所されている利用者様に対しては、施設内だけでなく医療機関や介護事業所間で、情報の共有化を行う必要があるために、安全管理・健康管理面において極めて慎重な対応が求められています。

個人情報保護法とはどんな情報が該当してくるのでしょうか。

介護に関する事業者は施設に入所されている利用者様やそのご家族について、他人が容易に知り得ないように個人情報を厳重に管理するとともに、情報の適正な取り扱いが厳しく求められています。

当然として個人の情報については守秘義務が課せられることとなりますが、業務上における個人情報には極めてプライバシー性の高いものがありますので、外部に漏れないよう十分に注意していくことが義務づけられています。

この個人情報には次のような内容が含まれます。

氏名・性別・生年月日・個人の身体状況・年金収入・預貯金額・介護計画・事故の状況記録などですが、このほかに施設の職員名簿・人事考課・能力評価などが個人情報となります。

これらの個人情報がデータとしてコンピューターに入っている訳ですから、安全管理の徹底、従事する職員の規律厳守、第三者への情報提供の制限等について、厳しい管理義務が課せられることになっています。

このような規定や内容は玄関横の掲示板に「個人情報保護法に関する基本方針」と「個人情報の利用目的」として明記してありますので、ご来院の折にはご覧くださいませようお願い致します。

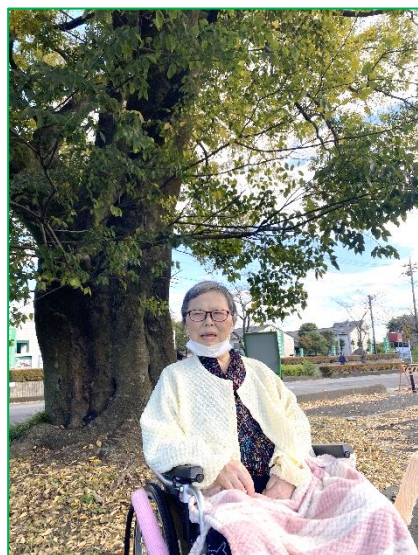
また、利用者様及びご家族と契約締結しております「施設利用契約書」の第15条に秘密保持の厳守を明記してありますように、全ての職員が知り得た利用者様およびご家族に関する情報を正当な理由もなく第三者に漏らしませんと明記してあります。

このような非常に厳しい管理が求められておりますので、これからも規律を守り情報の守秘義務を徹底してまいります。

理事長 宇津木 敏郎

## 紅葉ドライブ！太陽の下でリハビリ！日光浴で骨元気！！

中央公園にて太陽の下、自走や歩行器を使って機能訓練指導員のもと歩行訓練を行いました。皆さんとても生き生きとされいつも以上に頑張っておられました。公園内の東屋で持参したおやつやお茶を召し上がり、帰りは少し足を延ばして美杉台まで紅葉ドライブに行きました。楓の大きな葉が真っ赤に色づき最高の見ごろで歓声が上がっていました！！



10月22日 秋の大運動会を開催



10月22日に秋の大運動会を開催しました。今年も白熱した勝負となりましたが、どのご利用者様もケガすることなく、無事に終わりました。

